

今金町地域おこし協力隊設置要綱

平成 24 年 12 月 1 日
告 示 第 9 号

(設 置)

第 1 条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)に基づき今金町地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「地域協力活動」とは、地域力の向上に資する次に掲げる活動をいう。

- (1) 移住交流事業の支援
- (2) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興
- (3) 産業の振興に係る支援
- (4) 生活環境維持に係る支援
- (5) 観光・商業振興の支援
- (6) 地域に係る支援
- (7) その他必要な活動

(地域おこし協力隊の活動)

第 3 条 地域おこし協力隊は、地域協力活動を行う。

- 2 地域おこし協力隊は、前項に係る月・週単位の行動計画及び日報を作成しなければならない。

(地域おこし協力隊員)

第 4 条 地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等から今金町内へ住民基本台帳法(昭和 42 年法第 261 号)に基づく住民基本台帳登録を移した者(今金町内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に今金町内に定住又は定着している者(既に住民基本台帳登録の異動が行われている者)については、原則として含まない。)
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者

(資格等)

第5条 隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
- (2) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条の規定に基づく普通自動車第一種免許を有している者

(隊員の任用期間)

第6条 隊員の任用期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

- 2 任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長することとする。
- 3 町長は、本人から申し出があるとき、又は職務に支障があると認めたときは、任用を取り消すことができるものとする。

(活動に関する経費)

第7条 町長は、第3条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(任用の手続き及び服務等)

第8条 隊員の任用の手続き及び勤務条件等、服務の取り扱いについては、今金町嘱託職員に関する要綱(平成19年4月1日)に準ずる。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(町の役割)

第10条 町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次のことを行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関するコーディネート
- (2) 配属先地区との調整及び住民への周知
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。